

7) 質量販売に係る法第14条書面 (サンプル)

お客様用

LPガス質量販売に係るお客様へのお知らせ

【屋台・小型容器 (8kg以下)】

毎度お買い上げをいただきありがとうございます。

この書面は、液化石油ガス法で定められた書面ですので、よく読んでLPガスをご使用下さい。

コードNo												販売店
ご住所											名 称	
ご氏名又は名称											住 所	
											電 話	

【1】 調査の結果

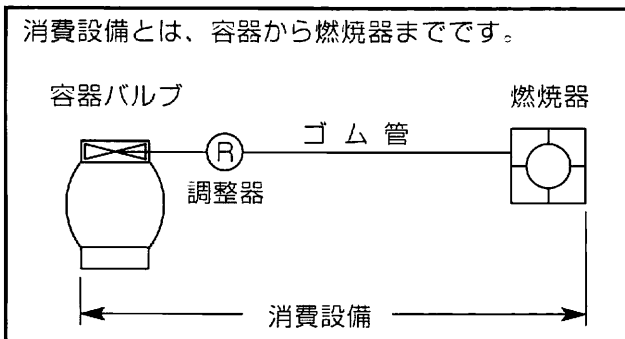
① 消費設備の内容

容 器	記号番号	充てん量	kg	充てん期限
調 整 器	型 式	容 量	kg/h	
燃 焼 器	種 類	消 費 量	kw/h	

② 調査内容と結果

機 器 名	調 査 内 容	判 定	備 考
容 器	腐しよく・割 れ・その他	良 否	お持ち頂かない機器については、調査出来ませんので、その責任は負いかねます。
調 外 観 検 査	腐しよく・割 れ・その他	良 否	
整 閉そく圧力	Kpa	良 否	
器 調 整 圧 力	Kpa	良 否	
燃 焼 器	ガス漏れ・規格不適合・その他	良 否	
ゴ ム 管	劣 化・ひび割れ・規格外	良 否	
ホースバンド	劣 化・ひび割れ・規格外	良 否	調 査 員

【2】 配置配管図



【3】 納品書・領収書

項目	数 量	単 価	金 額
内容	(質量)		
充てん量	kg		
残ガス量	kg		
お引き渡し量	kg	円	円
配 送 料			円
消 費 税			円
請 求 金 額			円

【4】 保安機関 (販売事業者が保安機関の場合記入不要)

保 安 機 関 名 称・電話番号
名 称
住 所
電話番号

【5】 緊急時連絡先

緊急時等連絡先 名 称・電話番号
名 称
住 所
電話番号

書面について内容を確認の上、受領しました。

平成 年 月 日

お客様名 印

住 所

電話番号

【6】お買い上げに際して（法律第14条に基づく書面）

1	・「い号LPガス」をお引き渡し致します。 ・計量は、計量法の規定に従い、面前計量を原則とし行います。ご使用にならなかったLPガスは、ご希望により引き取ります。					
2	・ガス料金は引き渡した量の金額をご請求いたします。 ・配達をご希望の時は、別途配送料をいただきます。					
3	・容器から燃焼器までのガス設備（以下「消費設備」と称します）は、お客様の所有となりますので費用はお客様にご負担していただきます。 ・消費設備の変更、改善及び容器の廃棄、再検査等に要する費用もお客様にご負担していただきます。					
4	・容器と調整器一体でお持ち下さい。					
5	・消費設備の調査項目は次のとおりです。 <table><tr><td>①設備の欠陥の有無を調べる外観検査</td><td>③ガス漏れの有無を調べる漏えい検査</td></tr><tr><td>②燃焼状況を調べる機能検査</td><td>④調整器の性能を調べる性能検査</td></tr></table> ・法律の規定に基づき消費設備の安全性を確認するため、容器を引き渡しの都度並びに4年に1回以上【4】の保安機関が調査を行います。容器は、必ず調整器及び燃焼器と一緒にご持参下さい。		①設備の欠陥の有無を調べる外観検査	③ガス漏れの有無を調べる漏えい検査	②燃焼状況を調べる機能検査	④調整器の性能を調べる性能検査
①設備の欠陥の有無を調べる外観検査	③ガス漏れの有無を調べる漏えい検査					
②燃焼状況を調べる機能検査	④調整器の性能を調べる性能検査					
6	・調査の結果は【1】のとおりです。不備な箇所はすみやかに改善してください。 改善されない場合は、当社（店）は責任を負いません。					
7	・消費設備の管理責任はお客様です。【7】の 守っていただくこと の書面に基づきお客様が責任をもって管理して下さい。					
8	・お客様の責任となる事項は次のとおりです。 <table><tr><td>イ：上記4、5、6の事項について守らなかったり、消費設備の調査を受けなかった場合に生じる損害。 ロ：消費設備の誤った使用により生じた損害。 ハ：その他、法令によりお客様の責任となる損害。</td></tr></table>		イ：上記4、5、6の事項について守らなかったり、消費設備の調査を受けなかった場合に生じる損害。 ロ：消費設備の誤った使用により生じた損害。 ハ：その他、法令によりお客様の責任となる損害。			
イ：上記4、5、6の事項について守らなかったり、消費設備の調査を受けなかった場合に生じる損害。 ロ：消費設備の誤った使用により生じた損害。 ハ：その他、法令によりお客様の責任となる損害。						
9	・当社（店）及び保安機関の責任となる事項は次のとおりです。 <table><tr><td>イ：上記5の事項の調査の瑕疵により生じた損害。 ロ：その他、法令により当社（店）及び保安機関の責任とされる損害。</td></tr></table>		イ：上記5の事項の調査の瑕疵により生じた損害。 ロ：その他、法令により当社（店）及び保安機関の責任とされる損害。			
イ：上記5の事項の調査の瑕疵により生じた損害。 ロ：その他、法令により当社（店）及び保安機関の責任とされる損害。						

【7】守っていただくこと（法律第27条の第3号に基づく周知の書面）

1	・ガス器具は必ずLPガス用のものをご使用下さい。
2	・日常の安全管理はお客様の手で次のように管理して下さい。 イ：容器は転倒・転落しないように使用する。 ロ：マッチ等で点火する時は、マッチに点火した後で器具ガス栓を開き燃焼器に点火する。 ハ：点火は火がついたことを必ず目で確認する。 ニ：使用中は、なるべくそばを離れない。 ホ：常に青い安定した炎で使用する。 ヘ：火気及び燃えやすいものの付近で使用しない。 ト：使用後は、器具ガス栓・容器バルブを完全に閉める。 チ：ゴム管は、出来るだけ深く器具ガス栓に差し込みホースバンドで止める。又ゴム管にひび割れ等が発生していないか否かを時々点検確認し早めに交換する。 リ：ネジ等を取り外す必要のある燃焼器の掃除は行わない。 ヌ：その他の燃焼器の掃除は、器具用掃除機を使用する。 ル：三又は使用しない。 ヲ：容器を保管する場合は、直射日光・火気を避け風通しの良い屋外に保管する。 ワ：容器を廃棄する時は、必ず当社（店）にご持参下さい。
3	・ガス漏れ等重大な欠陥が発見された時、危険と思われる時は次の事項を守って下さい。 なお、必要に応じて緊急時の連絡先に通報して下さい。 イ：ガス漏れの場合、次の手順で対処する。 ①使用中の全ての火気を消す。 ②電気設備、電気には手を触れない。 ③室内の場合は、窓・ドア等を開放する。 ④器具栓、容器バルブを閉めて風通しの良い場所に移す。 ⑤当社（店）に連絡し、点検を受けるまで使用しない。 ロ：火災の時は、器具栓、容器バルブを閉めて安全な場所に移す。 ハ：地震の時は、器具栓、容器バルブを閉める。 ニ：風水害の時は、容器の転倒・流出を防止する。 ホ：緊急時には、消防署及び当社（店）に通報し消費設備は安全な場所に移す。
4	・消費設備の変更等はご自身で行わず当社（店）にご持参下さい。